

Ⅶ グアム日本人学校PTA規約

(名称)

第1条 本会は、グアム日本人学校PTA(以下、「PTA」という)と称する。

(目的)

第2条 本会は、家庭と学校が協力して児童・生徒の福祉を増進し会員相互の研修を深め、親睦を図ることを目的とする。

(方針)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、信義と敬愛の精神をもって次の事項を行う。

- (1)家庭と学校の連携を密にし、学校教育の理解に努め、児童生徒の心身の健全な発達を図る。
- (2)教育環境の整備と充実に協力する。
- (3)教育の公正かつ完全な実施に努力する。
- (4)児童・生徒の福祉のために活動する他の団体と協力する。

(会員)

第4条 本会の会員は、グアム日本人学校幼稚部園児・小学部児童・中学部生徒の保護者並びに学校の教職員とする。

第5条 本会の会員は、本会において平等の権利と義務を有する。

第6条 本会の会員は、会費を納め、会の維持に努める。

第7条 本会並びに本会の役員は、PTAの名において政治的、宗教的または営利的な行為をしてはならない。

(会計)

第8条 本会の経費は、会費及び事業収益金と寄付金を当てる。会費の額の決定及び寄付金の募集に関しては総会の議決による。

第9条 会費は、児童・生徒並びに教職員一人につき年額30ドルとし、年度の初めあるいは転校時にこれを納める。年度中に退学や転出があった場合、返金はされない。

第10条 本会の会費は、第2条の目的以外に使用できない。

第11条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、会計監査受領日をもって終了する。

(役員とその選出)

第12条 本会に会員の中より役員をおく。

- | | |
|----------|--------------|
| (1)会長 | 1名 保護者 |
| (2)副会長 | 0名～2名 保護者・教頭 |
| (3)書記 | 1名～3名 保護者 |
| (4)会計 | 1名 保護者 |
| (5)顧問 | 1名 学校長 |
| (6)教職員代表 | 1名 教職員 |

役員の任期は1年とする。副会長については、会長が兼任できるものとする。但し、PTAの存続には保護者3名以上の役員を必要とする。なお、役員が年度内に退学・転出する場合は新たに役員の選出を行う。

第13条 役員の選出と就任は次のとおりとする。

- (1)役員の候補を定めるため指名委員会を設ける。
- (2)指名委員会は役員並びに学級委員全員をもって構成する。

- (3) 指名委員会は役員の各役職に対する候補者を選出し、少なくとも総会5日前には全員に対して通知する。
- (4) 指名委員会において選出した役員候補者については前もって本人の同意を得、総会がこれを承認する。
- (5) 教職員は、職員会議において決定する。
- (6) 役員会は4月より就任し任期は1年とする。
- (7) 役員は他の役職との兼任を認められる。
- (8) 本会の役員と日本人会理事と兼任は認められない。(ただし、役員会にて承認された場合は、教育部と会計以外であれば兼任も可能)
- (9) 指名委員会において役員が選出できない場合は、今年度と次年度の学級委員の中より選出する。その場合、後期総会までに公正くじにて役員候補者を選出し、後期総会にてこれを承認する。
(ただし、くじによる役員候補者の選出には2年に遡り、本部役員 - 会長・副会長・書記・会計に就任した会員は免除される。この本部役員には会計監査は含まれない。)

第14条 役員の選考にあたって、個人及び個人の属する団体のため本会を利用することなく、児童・生徒の教育に理解と熱意を有する会員を選ぶ。

第15条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、総会。役員会を召集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はこれを代行する。
- (3) 書記は総会及び役員会の議事を記録し、また各種会合及び運営委員会報告を通知する。
- (4) 会計は本会すべての会費の収入及び支出を明確にし、総会においてこれを報告する。
- (5) 会長・副会長・書記・会計のうち1名は、本会を代表して、グアム日本人学校 学校理事会(以下、「学校理事会」という)に出席する。

(学級委員)

第16条 本会は役員の補佐機関として、学級ごとに委員を置く。

- (1) 委員は、学級の保護者から互選により選出することとし、必要人員は児童数の増減等、状況に応じ、適宜、変更できるものとする。
- (2) 委員は、必要に応じて学級集会を開催できる。
- (3) 学級委員が年度内に退学・転出する場合は、新たに学級委員の選出を行う。
- (4) 小中学部内の他学年・他学級に兄弟姉妹がいる場合、複数学年・学級委員の兼務を認める。ただし、幼稚部と小中学部は行事企画やスケジュールが異なるため、個々に学級委員を置くのが好ましい。

(機関)

第17条 本会は次のとおり機関を設ける。

- (1) 総会
- (2) 役員会(学級委員も含む)
- (3) 学級集会

(総会)

第18条 総会は最高の議決機関であって、年度初めの予算総会並びに年度末の決算総会を行うものとし両会は同一日に開催することもできる。臨時総会は「役員会の要請」または「会員の3分の2以上の要請があったとき」会長が召集することができる。会長は、総会の開催日時・場所をその5日前までに議案とともに会員に通知する。

第19条 総会は次のことを行う。

- (1)規約の決定と改正
- (2)役員の承認
- (3)本会の事業の審議
- (4)予算の決議、決算の承認
- (5)本会の目的達成のための必要な事項

第20条 総会は会員世帯数の3分の2以上の出席(委任状を含む)をもって成立し議決し実出席者の過半数の同意を持って成立する。

(役員会)

第21条 役員会の構成と開催については、次のとおりとする。

- (1)総会において選出された役員と学級委員で構成し、原則として、学校理事会の一週間前に開催する。ただし、連絡会の日程変更等の理由により、会長は開催日を変更することができ、必要のある場合は随時、臨時役員会を召集できる。
- (2)役員及び学級委員以外の会員でも出席して意見を述べるができるが、議決権はない。また、出席するときは、必ず四役、または学級委員に連絡する。

第22条 役員会は、役員及び学級委員の2分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を持って成立する。

第23条 役員会は次の事項を行う。

- (1)学校理事会に提出する議案の作成。
- (2)学校理事会より委任された事項の審議及び実施
- (3)総会に提出する議案の作成
- (4)総会の議決により委任された事項の実施
- (5)本会の事業計画の立案
- (6)規約改正案
- (7)学校行事の参加協力
- (8)学校と会員の連絡
- (9)緊急事項の審査、決定

(会計監査)

第24条 本会は会計監査のために1名の監査委員をおく。監査委員はPTA役員会に出席する義務はない。

第25条 監査委員は指名委員会の推薦または今年度と次年度の学級委員の中から選出、会長がこれを任命し、総会において承認を得る。ただし、委員会が認めた場合、会長は監査委員を PTA 会員以外の第三者、外部に委託・依頼することもできる。

(特別委員会)

第26条 特別委員会は、役員会が必要に応じて設けることができる。

(帳簿)

第27条 本会は次の帳簿をおく。

- (1)会員名簿
- (2)役員、学級委員名簿
- (3)規約記録綴り

(4)議事録綴り

(5)会計簿

第28条 この規約は1989年4月17日から実施する。

1989年5月 改正

1990年4月 改正

1991年3月 改正

1992年5月 改正

1994年5月 改正

1997年5月 改正

1998年5月 改正

2000年5月 改正

2001年3月 改正

2002年5月 改正

2003年4月 改正

2008年4月 改正

2021年2月 改正

2021年5月 改正

2022年3月 改正

2023年5月 改正

慶弔規定

第1条 この規定は、グアム日本人学校PTAの規定とし、児童、保護者、教職員の慶弔に関して、会を代表して慶弔の意を表す。

第2条 この規定の改廃のある場合は、年度当初に総会において決定する。

第3条 金額、その他詳細は表の通りとする。

慶 弔	教職員(転退職)	\$ 20. 00、又は相当額の記念品
	児童	\$ 50. 00
	会員	\$ 50. 00
	教職員家族 配偶者・一親等	\$ 50. 00
	PTA功労者 及び家族	役員と校長がその都度協議して決定
病気・負傷	児童及び教職員	役員と校長がその都度協議して決定
災 害		役員と校長がその都度協議して決定

第4条 その他、必要と認められる場合、役員と校長が協議により支出することができる。

付 則

1. この規定は、1997年5月22日より実施する。

2000年5月 改正